

経常運転資金の改善法

ここでは、仕入債務である買掛金の改善法を説明します。

締日の変更

買掛金を月末で締め切り、翌月末日に支払う場合、取引先からの請求書が会社に届くまでに日数を要し、経理担当者は毎月の試算表作成に素早く対応することができません。

経営者からは、「概算でもいいから、早く提出せよ」といわれても、正確さを第一に考える経理の立場からは、なかなかそうはいきません。

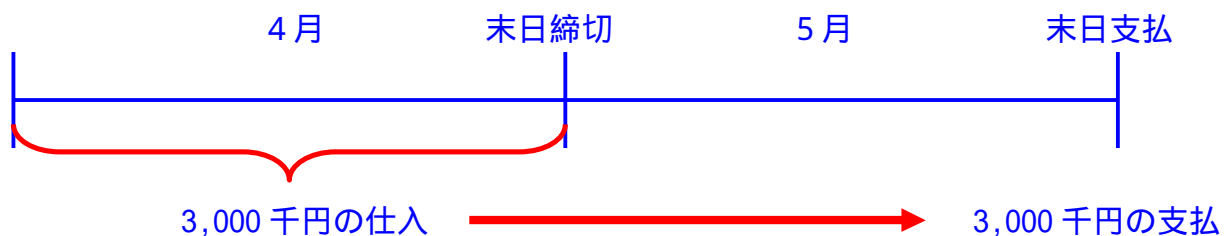
このような場合、試算表を早く作成するためにも、仕入に対する締日を変更する必要性があり、変更することの最大の理由が、資金繰りの改善額にあります。

例えば、締日が月末で毎月 3,000 千円を仕入れている場合、＜末日締切、翌月末日支払の場合＞では翌月末日に 3,000 千円を支払います。

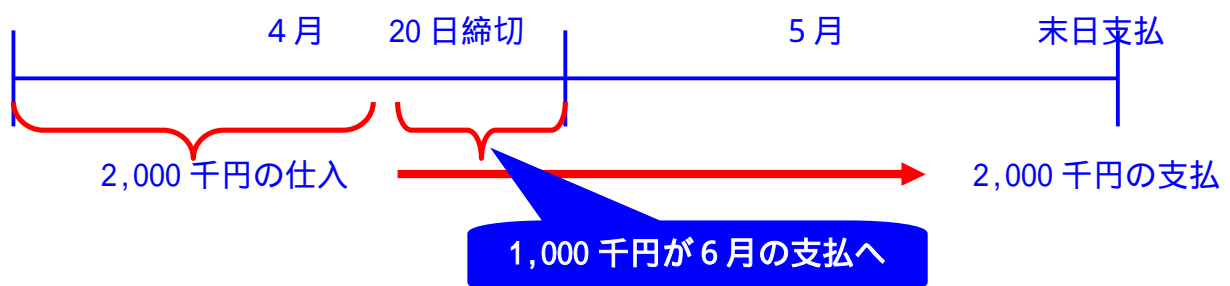
一方、＜20 日締切、翌月末日支払に変更した場合＞のように締日を 20 日に変更した場合、最初の 4 月 20 日～末日までの 1,000 千円分（単純に 1/3 として計算）が、6 月の支払いに回るようになります。

5 月の支払分が 2,000 千円で、以後毎月の支払いは 3,000 千円になり、この 1,000 千円分の資金が毎月生まれることになります。

＜末日締切、翌月末日支払の場合＞



＜20 日締切、翌月末日支払に変更した場合＞



締日の変更は、その変更の主旨と実行のタイミングがとても大切になります。

某会社の例では、約 300 社の取引先に対して販売戦略の成果が出たタイミングに実施した結果、1社からNOの返事がありました。他のすべての取引先からはOKになった事例もあります。

本誌の内容の一部あるいは全部を無断で複製・複製・転載および磁気または光記録媒体、コンピュータネットワーク上などへ入力することは、法律で認められた場合を除き、著作者の権利侵害になります。

NEOC株式会社